

都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)から  
都市構造再編集中支援事業(個別補助)  
への移行指示と作業対応について

資料 1

R2.1.17時点

## 都市再生整備計画事業制度の再編等について (案)

～立地適正化計画に基づく事業への集中支援等～

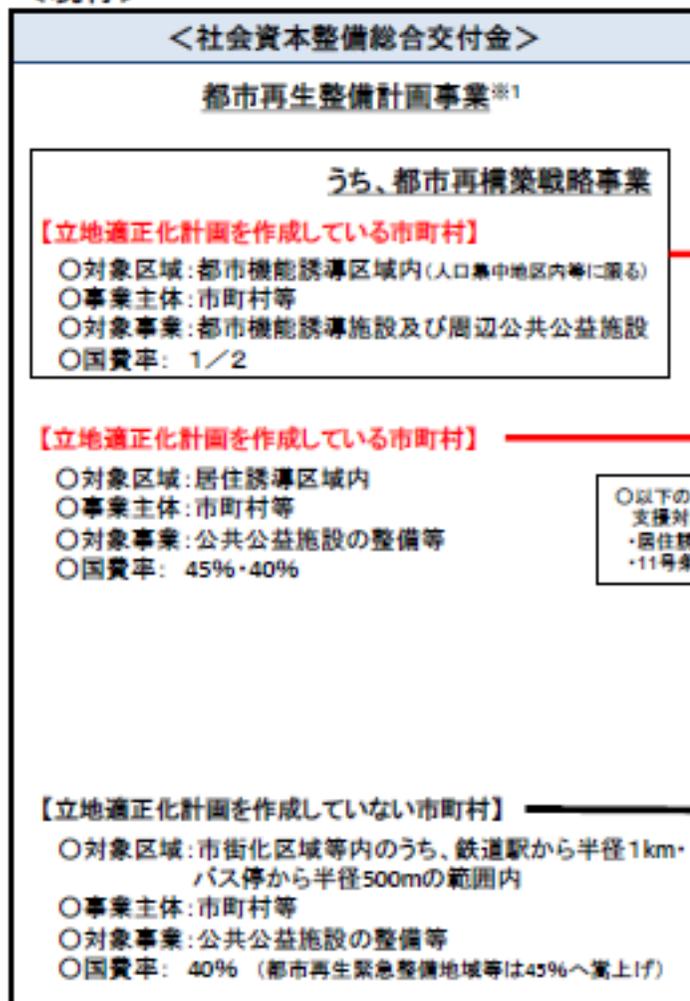
国土交通省 都市局  
市街地整備課・街路交通施設課

当資料の画像は全て下記より引用

[https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000073.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000073.html)

# 今回の制度再編等のイメージ

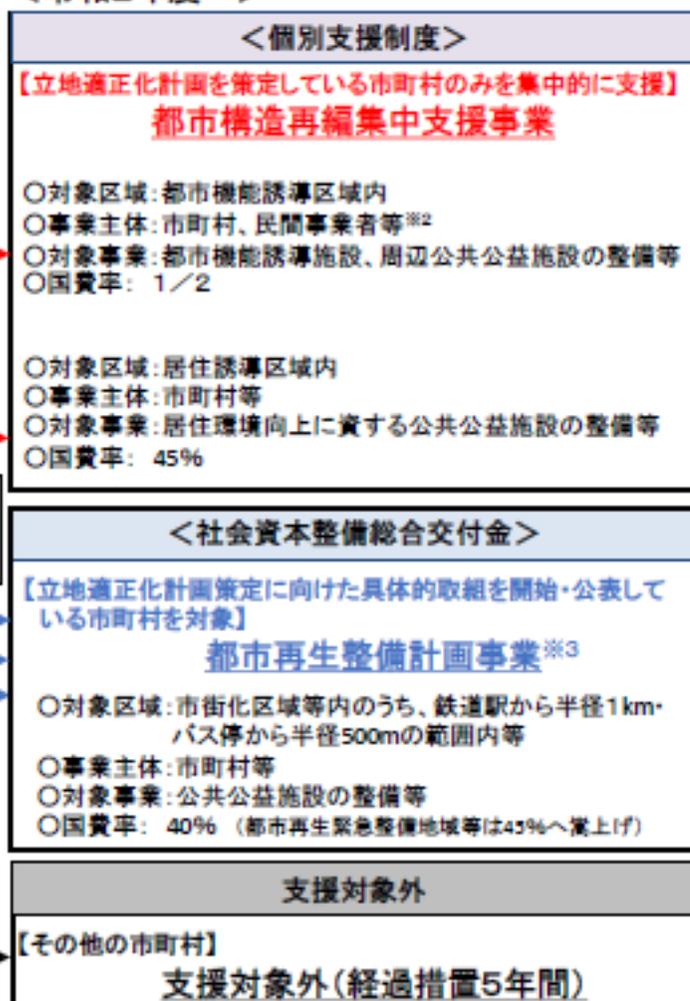
<現行>



○立地適正化計画に基づく事業に係る支援制度を集約・個別支援制度化し、集中支援

○以下の場合、都市構造再編集中支援事業の支援対象から除外  
・居住誘導区域にレッドゾーンを含めている場合  
・11号条例の不適切な運用を行っている場合

<令和2年度～>

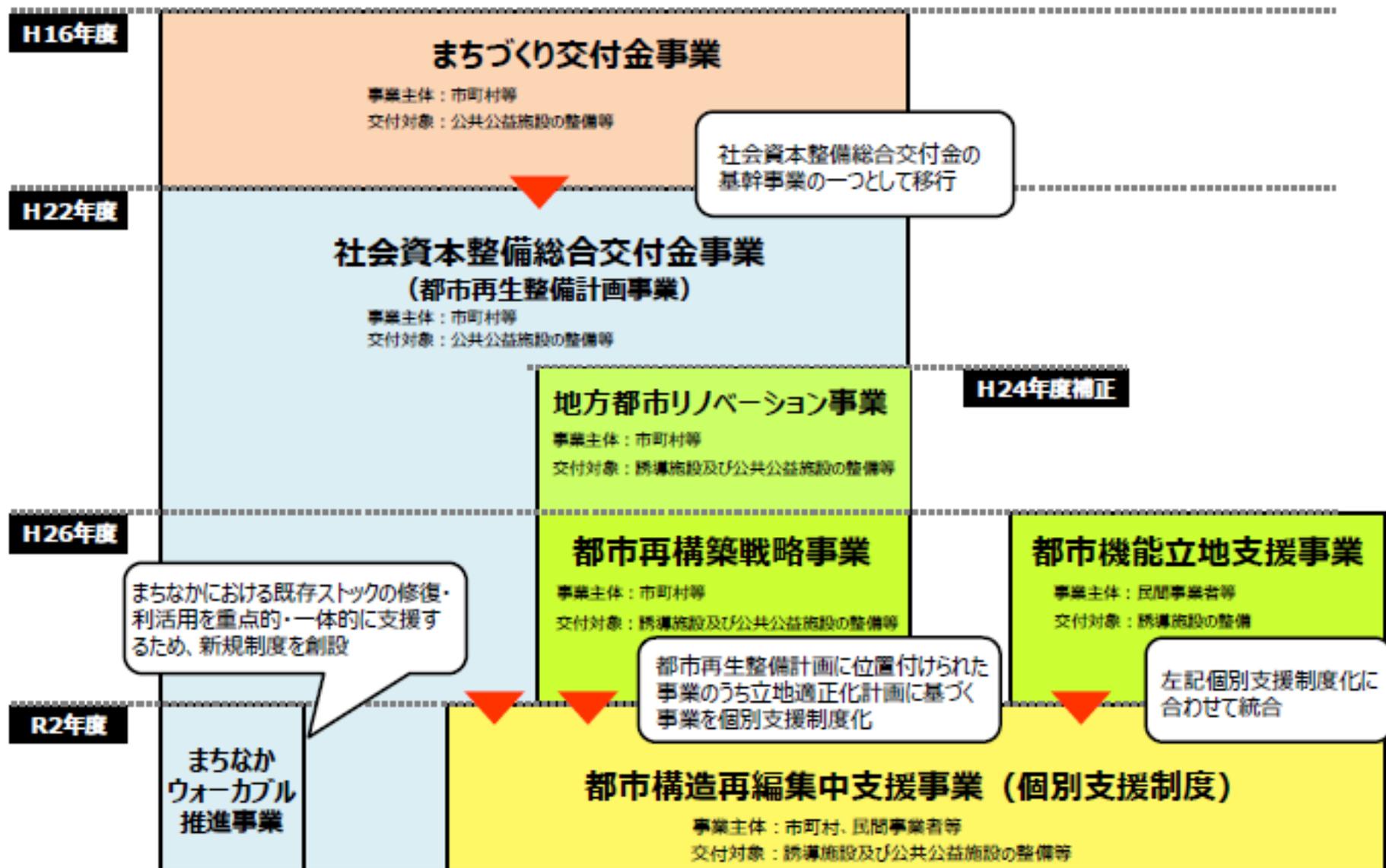


※1 市街化区域等外における歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業を除く(観光等地域資源の活用に関する計画関連の事業については、再編後も引き続き、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)により支援)。

※2 都市機能立地支援事業(民間事業者への都市機能誘導施設整備への補助)については、再編にあわせて都市構造再編集中支援事業へ統合。

※3 令和2年度から新たに創設予定のまちなかウォークアブル推進事業を含む(4. まちなかウォークアブル推進事業(都市再生整備計画事業の拡充)の概要)を参照。

# これまでの制度の変遷



# これまでの制度の変遷

